

1. 資格関係

- 保険者：都道府県、市町村
- 国保税納税義務者：住民票に記載されている世帯主
- 被保険者：国保に加入している本人
- 擬制世帯主

国保の被保険者の属する世帯で、その世帯主本人が社会保険に加入しており国保の被保険者ではなくても、同一世帯に国保被保険者がいる場合は、世帯主が納税義務者となります。

●医療費

医療にかかる費用。国民健康保険では、7割又は8割を保険者が負担し、被保険者は、3割又は2割を自己負担します。

2. 国保税関係

●国民健康保険税

「医療分」「支援金分」「介護分」の3つで構成されており、それぞれ「所得割」「均等割」「平等割」「資産割」の4つの方式で課税します。

医療分：被保険者が医療機関窓口にて支払う自己負担額（1割～3割）以外の医療費を保険者が負担する財源となるもの。

支援金分：後期高齢者医療へ支払うための財源を確保するもの。

介護分：40歳から64歳までの介護保険2号被保険者資格の方が加入している健康保険にて課せられるもの

所得割：前年中所得額から国保基礎控除額を引いた額に税率をかけたもの

均等割：加入者1人ごとに課せられるもの

平等割：1世帯ごとに課せられるもの

資産割：加入者が所有する固定資産税額（都市計画税除く）に税率をかけたもの

●国保税算定額

$$\boxed{\text{算定額}} = \boxed{\text{所得割}} + \boxed{\text{均等割}} + \boxed{\text{平等割}} + \boxed{\text{資産割}}$$

●国保税調定額

$$\boxed{\text{調定額}} = \boxed{\text{算定額}} - \boxed{\text{均等割軽減額}} - \boxed{\text{平等割軽減額}} - \boxed{\text{限度超過額}} - \boxed{\text{増減額}}$$

○調定額：加入者が納めるべき税額

○限度超過額：課税限度額を超えた金額

○増減額：異動など年度途中で課税額が変更となった場合に生じる差額

○軽減額：国保税の均等割、平等割に対する割引額

●本算定

当該年度の保険税額を確定するものです。清須市は毎年7月1日が基準日となります。

●国保税軽減額

国保税の均等割、平等割に対する割引額のこと、基準は前年総所得金額にて判定されます。

軽減	軽減対象世帯
1. 7割軽減	前年の世帯主及び国保加入者の総所得金額 43万円+10万円×(給与所得者数等-1)以下の世帯
2. 5割軽減	1の所得以上で前年の世帯主及び国保加入者の総所得金額 43万円+10万円×(給与所得者数等-1)+28万5千円×被保険者数 (及び特定同一世帯所属者数)以下の世帯
3. 2割軽減	1、2の所得以上で前年の世帯主及び国保加入者の総所得金額 43万円+10万円×(給与所得者数等-1)+52万円×被保険者数 (及び特定同一世帯所属者数)以下の世帯

国保税率	医療分	支援金分	介護分	合計
均等割 ①	22,700円	8,900円	10,500円	42,100円
平等割 ②	18,600円	6,700円	5,900円	31,200円

◆例) 45歳1人世帯で7割軽減該当

$$(\text{①}42,100\text{円} + \text{②}31,200\text{円}) \times 0.3 = 21,990\text{円} \quad \approx \quad \boxed{21,900\text{円}}$$

◆例) 50歳2人世帯で5割軽減該当

$$(\text{①}42,100\text{円} \times 2\text{名} + \text{②}31,200\text{円}) \times 0.5 = \boxed{57,700\text{円}}$$

◆例) 50歳3人世帯で2割軽減該当

$$(\text{①}42,100\text{円} \times 3\text{名} + \text{②}31,200\text{円}) \times 0.8 = \boxed{126,000\text{円}}$$

※国保課税対象の所得及び資産がある場合は、上記の金額と合算します。

●賦課限度額

国保課税額がどれだけ多くても、決められた額までしか課税されない額のこと、**医療分**、**支援均分**、**介護分**それぞれで額が決められています。

医療分	支援金分	介護分	合計
630,000 円	190,000 円	170,000 円	990,000 円

●国民健康保険税の徴収方法 <資料(1)－①>関連項目

国民健康保険税の徴収方法は、以下の2つの方法があります。

- ・普通徴収：納付書若しくは口座振替にて支払う方法。
- ・特別徴収：年金支払い時に国民健康保険税分を差引いて支払う方法。

3. その他について

●一般会計繰入金

国民健康保険は、特別会計にて運営されており、特別会計の収支不足を補填するために一般会計より充当される資金のことで、繰入金は、法定と法定外とがあります。

一般会計：基本的な行政サービスを行うための会計。収入には、市税、地方交付税、国庫支出金などがあります。

特別会計：特定の歳入と特定の事業を一般会計と区分して経理することにより、特定の事業や資産運用を管理します。国民健康保険は国民健康保険法第10条により特別会計を設けることが義務付けられています。

法定繰入金：国民健康法で定められており、一般会計より繰入れなければならないものであり、主なものとしては、国保関係職員給与、保険基盤安定負担金総額の約4分の1に相当する額、出産育児一時金支出額の3分の2に相当する額など

法定外繰入金：国民健康法で定められていないが、歳入（国保収入）のみで支払いができない場合に一般会計から繰入れるもの。
主なものとしては、出産育児一時金支出額の3分の1に相当する額、葬祭費、保健事業費、事務費など

●保険基盤安定負担金

国保税軽減の対象となった被保険者の数に応じて平均保険税の一定割合を国・県・市町村公費で補填することにより、低所得者を多く抱える市町村国保を支援し、中間所得者層を中心に保険税負担を軽減する保険者支援制度。

●事業費納付金

県が県全体の医療費を見込み、これを基に各市町村の所得水準等に応じて、市町村ごとの県に支払う納付金の額を算出するもの。平成30年度からの国保財政の県単位化により、県は市町村の保険給付に必要な費用を全額支払うかわりに、市町村は県に納付金を納める。

●標準保険税率

事業費納付金を支払うために必要な額を確保するために県が個々の市町村に示す保険税率のことになります。

●産科医療保障制度（議題）

制度に加入している分娩機関(分娩を取り扱う病院・診療所・助産所等)で生まれた子どもが、分娩に関して重度脳性麻痺となり、所定の要件を満たした場合にご家族の経済的負担を速やかに保障するとともに、脳性麻痺発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を提供する制度